「第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)」に関するご意見の募集結果について

令和4年3月25日

厚生労働省

総務省

法 務 省

令和4年1月21日から同年2月18日まで、第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)に関するご意見を募集したところ、のべ617件(個人432件、団体185件)のご意見が寄せられました。

その概要とご意見に対する考え方をとりまとめましたので公表いたします。

なお、とりまとめに当たり、類似意見を集約するなどしております。

掲載していない意見につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。

ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に、厚く御礼申し上げます。

○はじめに

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	」が不足している現状認識や法人後見実施団体を増やす必要性	II 4 (2)②に「法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間に制度利用が想定される障害者や、支援困難事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。」旨、記載しております。

○Ⅰ1成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	「地域共生社会の実現」という目的のもと、「自助」、「共助」や「互助」が過度に強調され、公的支援や責任が曖昧になること、個人の権利利益の保護の観点が失われること、地域社会への参加が強制されることなどがないようにする必要がある。	第二期計画でも、公的な責任を果たす必要があると考えています。 また、「地域社会への参加」や本人の「自立」が強制されることがないよう、引き続き、取り組んでまいります。
2	権利擁護支援の推進の目的が地域共生社会の実現にあるとの 記述を改め、権利擁護支援の推進が個人の尊厳を実現する手 段であることを中心とした記述とし、その中で地域連携ネットワークが地域共生社会の実現にも資することを記載すべき である。	ご意見の箇所は、成年後見制度利用促進専門家会議で、様々な委員により議論されてきたものです。なお、個人の尊厳が重要であることは、第二期計画の副題に記載しているほか、第二期計画の様々な箇所に記載しています。
3	地域共生社会の実現が、権利擁護の目的であるような表現が なされているが、目的と手段が逆ではないか。地域共生社会 を具現化し、より拡充することを通して、権利擁護という目 的を実現するというべきだと考える。	この基本的な考え方は、専門家会議での議論を通じて醸成されたものです。引き続き、総合的な支援として権利擁護支援の充実に努めてまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進の担い手と して、支援を受ける側の立場の集合体としての位置付けとし て「障害者団体」の明記を検討されたい。	地域連携ネットワークの項目で、以下のとおり記載しています。 「認知症、知的障害、発達障害、精神障害等、成年後見制度を利用する可能性がある 当事者等の団体には、本人へのピアサポートや、当事者の視点からの協議会や地域づ くりへの参画などが期待される」ことや「制度を利用する当事者等の意見を反映でき る団体等に対して、協議会への参画を求めることなども重要」であることを記載して います。
5	成年後見制度は、財産管理能力ではなく契約能力を判断する ものであり、そのように運用すべき。	第二期計画では、「成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により 判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の 支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。」、「後見人等による 財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とするこ と」などを記載しています。
6	「成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、」から「単に」を削除すべき。	成年後見制度を必要な方に利用していただくことは重要なので、その意味で「単に利用者の増加を目的にするのではなく、」と記載しています。
7	・3ページの脚注3のノーマライゼーションの説明が成年被後見人等を対象にしたものになっているが、誤解が生じないよう配慮してほしい。 ・「本人を中心にした支援」という考え方に賛同するが、家族と本人の立場は必ずしも同一とは言えないので、家族の意見を参考にしつつも、本人自身の声を聴く機会を充実させることが重要。	ノーマライゼーションについては、ご指摘のとおり被後見人等のみを対象としたもの ではありません。 第二期計画では、本人の意向を確認することを随所に記載しています。
8	権利擁護支援の定義が、第12回成年後見制度利用促進専門家 会議参考資料2などと一致していない。整理が必要ではない か。	権利行使の支援の中でも、特に意思決定支援を重視しているので、専門家会議の資料ではそのような記載にしています。 今後とも、権利擁護支援の考え方を周知していきます。
9	「権利擁護支援とは、・・・」とある部分について、「権利 擁護とは本人が自らの意思決定、地域社会への参加、法律・ 福祉的支援等の権利擁護支援の利用等により自らの権利を擁 護することであり、権利擁護支援とは本人以外のものが本人 に自ら権利擁護を行う能力があることを前提に本人のこうし た権利擁護を支援することである。また、権利擁護支援と は、・・・」と訂正することを提案します。	この基本的な考え方は、専門家会議での議論を通じて醸成されたものです。引き続き、総合的な支援として権利擁護支援の充実に努めてまいります。
10	「権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、第二期計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。」とある部分について「権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基第二期計画における権利擁護支援とは、原則として、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえるが、上述のとおり、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化していることに鑑み、判断能力に問題のない人を対象とした支援活動についても、判断能力が不十分な人を対象とした支援活動についても、判断能力が不十分な人を対象とした支援活動と整合性を保つ範囲において、第二期計画における権利擁護支援の範疇とするものである。」と訂正することを提案します。	ご指摘も踏まえて、総合的な権利擁護支援策を検討します。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
11	全ての障害者が他の者と平等の選択の機会を持つため、法人後見実施団体は、事業を透明化し情報提供を行わなければならない。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
12	第二期計画では、身上保護のための財産管理と明確にすべき です。	成年後見制度の趣旨から、ご意見を採用することは困難です。他方、「後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること」を基本的考え方として、各種施策を盛り込んでいます。
13	これからの成年後見制度は社会福祉法を改正し、司法制度と 社会福祉制度で担うとするいわば社会福祉基礎構造改革に当 たる後見基礎構造改革を進めてはどうか。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実について、「成年後見制度利用促進の取組をさらに」進める部分を削除し、「成年後見制度については、意思決定支援を尽くした上でその必要性が認められる場合に利用を図る」と追記すべき。欧米のlast resortに相当する仕組みに運用上極力近づける努力をすべき。	第二期計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画」であるため、「成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく」の記載を削除することはできませんが、その趣旨や考え方について I 1 に記載しています。また、権利擁護支援策を一層充実させることについては、 II 1 (2) で分量を割いて説明しています。 また、 I 1 (2) ②で「成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること」と記載しています。
15	尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、適切な医療が受けられることが重要である。治療を受けられる本人が、同意する者がいないことによりその機会を奪われることのないよう、医療同意について引き続き議論を行うべきである。現場対応に任せておくのではなく社会的な仕組みが必要ではないか。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
16	補助・保佐の利用の促進について賛同するが、その活用については、本人の現有する判断能力に合わせた選択がなされるよう施策を行う等の修正が必要。	第二期計画では、家庭裁判所に引き続き努力することが期待される取組として、「補助の開始、代理権・同意権付与や、保佐の代理権付与の審判の際、その必要性についても適切に審査する。その際、意思決定支援に基づく本人による意思決定の可能性も適切に考慮する」旨記載しています。また、補助・保佐の利用も含め、権利擁護支援の方針の検討を行う際は、判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている具体的な課題の整理や、本人の強みを活かすことを含めた支援方針の検討を行う旨の記載をしています。
17	成年後見制度の利用の必要がある本人に対して、権利利益の 保護のため成年後見制度は継続する必要がある制度であることを念頭に置いたうえで、他の制度の必要性について判断されるべき。必要性を欠く成年後見制度の利用は避られけてしかるべきであり、特に補助・保佐制度についての深い周知が必要であると考える。	権利擁護支援の方針を検討する前には、成年後見制度を利用することによって受けられる支援や、同制度を利用することについての留意点を本人に説明し、本人の意向を確認しておくなど、支援の方針に本人の意向が反映できるようにする旨の記載や、権利擁護支援の方針の検討の際に、意思決定支援の視点と本人保護などの権利侵害の回復支援の視点から、成年後見制度の利用を開始する方が適切か、他の支援につなぎ直す方が適切かの確認などを行う旨の記載をしています。また、「共通理解の促進」の視点による取組として、権利擁護支援についての理解の浸透を進める際に、補助・保佐に関する周知活動を強化する旨の記載も行っています。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	成年被後見人になったら一律に訴訟能力がないとする民事訴訟法第31条の規定は改正し、自ら司法による救済へのアクセスを求める権利を保障すべきである。また、裁判所は後見開始にあたり本人の面談を実施すべき。	・前段について ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。 ・後段について 家庭裁判所が後見開始にあたり本人の面談を実施するか否かは、事案に応じた判断に よることとなります。
19	「権利侵害の回復支援」という表現について、被後見人が生活保護の被保護者の場合、権利擁護支援として、生活保護の処分庁との話し合い、要望、場合によっては審査請求への関与を後見人等が行うことも、あり得ます。	本人の正当な権利を主張することも後見人の役割のひとつです。この箇所は、成年後 見制度の説明ではなく、権利擁護支援全体の説明のためこのように記載しています。 今後、本人の権利を守る取組等の普及に努めてまいります。

○Ⅱ1成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	成年後見制度における公的責任を明確にし「後見の社会化」 を図るべき。	第二期計画では、認知症高齢者が増加するなどの状況を踏まえて、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるようにするため、多様な主体の参画と協働により様々な面から更なる施策の推進を図ることとしています。
2	障がい者の地域生活では、親亡き後問題、8050問題は深刻です。社会問題として、取り組むべき。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
3	代理権付与の申立てをする際、本人の意向や、権限付与の必要性を確認し家庭裁判所の申立ての添付書類にすることで審理を簡略化するなどの運用の工夫を検討すべき。 成年後見制度等の見直し後も日常生活自立支援事業の活用や、中核機関等による継続した本人支援体制が必要。	・前段について 代理権付与について、本人の意向や権限付与の必要性を含めどのように審理するかは 個別の事案における裁判所の判断によるものと承知しています。 ・後段について ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	国連の障害者権利委員会からは、「成年後見制度を廃止して、支援付き意思決定制度にするよう」事前質問事項が提示されています。成年後見制度利用促進の方向と整合性が取れているのか。	第二期計画では、障害者権利条約の審査状況を踏まえて見直すべきとの指摘なども踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う旨記載しています。
5	実際のニーズが遺産分割協議や居住用不動産の処分等である場合、本人保護の必要性があり、課題の解決のみを対象にした安易に成年後見制度を終了させる意見には反対である。一時的な利用を可能とするのであれば、継続的な身上保護を図る必要がある場合に備え、福祉制度の更なる充実を徹底することを前提に、本人が支援を要する事由(課題)に基づき開始の申立てを行い、課題が解決された場合には終了するよう、制度全般の見直しを図ることを検討すべきである。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
6	成年後見制度を有期の利用を前提としたものにするのであれば、成年後見利用後も継続した支援が必要。	II 1 (2) に記載しているとおり、成年後見制度等の見直しと併せて、成年後見制度 以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくための検討を進めてまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	見人等の円滑な交代、必要性・補充性の原則、保佐人・補助	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、成年後見制度の見直しに向けた検討については、II 1 (1) に記載しており、中核機関の位置付けの検討についてはII 3 (1) ②に記載しています。
8	障害者権利条約の審査状況への対応及び国会付帯決議への対応は、政府として最優先の課題であることが分かるよう冒頭に明記すべき。	ご意見については、第二期計画に記載しているとおり適切に対応してまいります。
9	権利条約の指針及び2022年8月予定の国連勧告を尊重し、現 行制度の抜本的見直しをも視野に入れて中長期的課題の検討 を行う旨を明記すべき。	制度の見直しについては、II 1 (1) に、障害者の権利に関する条約に基づく審査状況を踏まえて見直すべきとの指摘も踏まえて検討することとしています。
10	制度の見直しに向けた検討にあたっては、当事者団体、親族 後見人、市民後見人、法人後見人の参画の必要性を明記すべ き。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	成年後見制度の見直しと民法改正のため、早急に検討体制を 設置すべきです。	成年後見制度の見直しに向けた検討を実施することについては、II 1 (2)の他、工程表にも記載しており、適切に対応していまいります。
12	本人の精神能力が増悪、回復などによる類型変更が生ずる場合、柔軟に対応できる制度設計を切望したい。その際、診断書あるいは鑑定書の提出ですませ、従前提出した戸籍贈本などの添付省略、簡略な手続きを要望する	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
13	事実婚の配偶者や単身の友人同士の同居人を、法定後見の申 立人として認めてほしい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	代理代行類型は、従来とおり家庭裁判所と専門職団体による 運用とし、支援類型は「後見庁」のような新たな国の機関 が、専門臓団体、親族、市区町村、社会福祉協議会、市民後 見人などと連携して運用する方向で検討を重ねるべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
15	後見人等は、被後見人の死後、本来職務ではない、葬儀の執行、施設利用料の支払い、年金停止の手続などを行う必要性に迫られる場合があるが、法整備がされていないため、不安定な立場で事務を行うことになる。そのため、保佐人、補助人への権限付与を含めて、死後の事務について根本的な法整備が必要である。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
16	公的補助を必要とする日常生活自立支援事業を「互助のしく み」と表現するのは改めるべき。成年後見制度移行後も、併 用することで意思決定支援に資することを明記すべき。	日常生活自立支援事業については、実施体制の強化を行うこととしているところ、地域住民が生活支援員として本人を支援する性質を踏まえ、互助の仕組みとして整理しています。 また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行についてのご指摘は、既に II 1 (2) ①に記載しており、また、同制度利用後の同事業の利用については II 2 (2) ①に記載していますので、ご参照ください。
17	日常生活自立支援事業の待機者が発生する要因の分析及び運用改善・役割の明確化・補助の拡充・税額控除、チェック体制の確保、日常生活自立支援事業から円滑に成年後見制度へ移行できるよう関係者間(裁判所含む)の連携・研修が必要。	いただいたご意見も参考に、日常生活自立支援事業の実施体制の強化を進めてまいります。
18	家庭裁判所の機能が適切に発揮されるために、職員の研修体制の整備を追記すべき。	ご意見を踏まえ、職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、最高裁判所に期待される対応の例として研修の実施を記載しました。
19	法人後見については、行政が適切に関与し、法人自身の質や 継続性を担保できるようにすべきである。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
20	後見人による虐待について、市区町村虐待担当が身近な通告 先であること及び初期段階の調査権限を有していることを明 確化し、周知を図るべき。	養護者による虐待の相談・通報又は届出先は、市町村に設置された障害者虐待防止センター又は市町村の高齢者虐待防止法主管課及び地域包括支援センターであり、障害者虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づき、市町村は相談等を受けて事実確認を行うことを中核機関を含めた関係機関等に対する周知を継続いたします。
21	利用者が選択できるくらいの法人後見実施団体(社協、民間 社会福祉法人、NPO法人 等)があって欲しい。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
22	支援困難事案等に対応できる公的後見制度の創設の検討も行うべきことを明記すべきである。	Ⅱ 1 (2)③で記載しているとおり、支援困難な事案を受任する法人が都道府県等の公的な機関による適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、検討を進めてまいります。

Ī		主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
	23	虐待防止法の理念に基づき、後見開始による分離を行った後養護者への支援を行うべき、後見人等は虐待による措置入所状態を漫然と放置することのないようにすべき。	高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法において、国及び地方公共団体は養護者に対する支援が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、分離の有無にかかわらず本人と養護者への支援を引き続き実施するよう自治体に対し相談・指導及び助言を行ってまいります。
	24	虐待等支援困難な事案は自治体に専任職員を配置し、施策を 整備して支援体制を強化すべき。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
	25	事業者が成年後見制度利用者から寄附等を求める行為は、利 益相反にあたるため慎重に検討する旨を明示すべき。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

○ II 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	障害特性を理解した支援、障害特性を理解した成年後見制度 の運用について、計画に項目立てて記載するべき。	II 2 (1)に「後見人等は、民法(明治29年法律第89号)第858条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。」と記載しています。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させる必要がある、と記載しています。
2	権利擁護関係の必要なガイドライン等の作成は、後見等業務 を持たない中立的な学術団体等に委託すべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	法的意思決定支援のあり方を探るパイロットプロジェクトを 展開し、制度確立を図る旨を明記すべき。	ご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
4	係者や、成年後見制度の利用の開始までの場面(支援チームの形成)においても、本人を主体としたチーム編成となるような仕組みを構築する。このような考え方が踏襲されているのが補助類型であるため、補助類型についての理解や意義を関係者に周知する取組を推進する。一方で、虐待等重篤な権利侵害回復場面において、本人同意が困難で、保佐・後見類	第二期計画内で、以下について記載しています。 ・意思決定支援において、本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させること ・本人を中心として権利擁護支援チームの形成や同チームによる支援を行うこと ・権利擁護支援チームが自立して意思決定支援等の支援ができるための仕組み ・権利擁護支援チームの支援開始後、必要に応じて類型・権限変更などの検討や調整を行うこと ・補助類型に関する周知活動を強化すること なお、具体的な考え方については、引き続き研修等で周知してまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
5	本人の声を取り入れる(当事者参加)研修の実施を検討いただきたい。	中核機関を対象とした研修では、既に当事者の声を伝えています。
6	後見事務における意思決定支援の浸透のためには、意思決定 支援に関する研修の実施に加えて、実践例を共有する仕組み の構築、意思決定支援を踏まえた事務に対する適切な評価、 免責規定の創設等の法改正を視野に入れた検討等の環境整備 がなされるべきである。	意思決定支援に関する研修において、実践例の共有を実施しています。ご意見も参考に、引き続き取り組みを進めてまいります。
7	民法858条(本人の意思の尊重)の解釈について、本人の意思の確認のためには、身近な親族からの聴取をする必要があること、そのための情報提供も必要で、親族からの説明請求については、不合理な拒絶は許されないことを明記すべき。	本人の意思の尊重に関する運用改善として、「本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透」の取組が記載されています。なお、後見人の事務遂行には裁量があり、また、裁判所による監督は事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。
8	意思決定支援について、幅広い関係者や広く一般国民に対して積極的に普及・啓発活動を行う必要がある。全国で意思決定支援研修を行っているが、継続的に実施されることを前提に、プログラムについてはより具体的な計画を示されたい。	II 2 (1)②では、地方公共団体を始めとする地域連携ネットワークの関係者は、意思決定支援が地域住民にも浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した資料等を活用し、研修等を通じて普及・啓発を行う必要がある旨記載しております。
9	予防接種の意思確認が難しい方への予防接種の対応が、意思 決定支援ではないか。	ご意見を踏まえ、以下のように追記しました。 「普及・啓発の一環として、必要に応じて、具体的な実務に関する普及・啓発に取り 組むことも重要である。例えば、予防接種についても、意思決定支援の考え方等を踏 まえ、本人への丁寧な説明、本人の意思の確認、本人による署名又は代筆が原則とな るが、接種に関する本人の意思確認が困難な場合には、本人のそれまでの意思、生活 歴、選好、本人にとっての最善の方針が何かを踏まえた上で、家族、医療・ケアの チーム、成年後見人等で相談しながら判断する必要がある。」
10		専門職や家庭裁判所の職員を含め、意思決定支援を踏まえた後見事務についての理解が深まるよう、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が全国的に普及するための取組を進めてまいります。

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	本人にふさわしい後見人等の選任・交代が推進されることを どの地域でも実施できることが望ましいと考える。また、後 見人等の交代により、支援が途切れたり、本人に精神的負荷 をかけないよう、中核機関を中心とした関係者間の連携が求 められる。	第二期計画では、「全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。また、本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。」と記載しており、必要な取組を行ってまいります。なお、後見人等の交代後については、必要に応じて、権利擁護支援チームにおいて本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況等が適切に引き継がれるようにすることとしています。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	成年後見制度利用促進法で規定された基本理念の1つ「身上保護の重視」や「本人意思決定支援」を行うためには、後見人が1人で10人も担当していると十分な後見事務ができないと考えるため、家庭裁判所は、1人で多くの人数は担当しない様に、1人で担当できる人数に制限をかけるべき、と考える。	後見人等の選任は事案に応じて裁判所により判断されます。なお、家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進についてはII 2(2)①に記載しています。
3	法定後見において、同性パートナーも後見人等に選ばれるようにしてほしい。	後見人等の選任は事案に応じて裁判所により判断されます。なお、家庭裁判所による 適切な後見人等の選任・交代の推進については II 2(2)①に記載しています。
4	家庭裁判所は、厚生労働省の「後見人等を対象とした意思決 定支援研修」を受講したことを、後見人選任の必須の条件に してほしい。	後見人等の選任は事案に応じて裁判所により判断されます。なお、適切な後見人等の 選任については、家庭裁判所において、意思決定支援の観点を重視することを含め、 事案や場面に応じた適切な対応ができるよう 、引き続き努力することが期待されるこ と等を記載しています。
5		裁判所の体制については、裁判所全体の事件動向や事件処理状況等に照らして、裁判所において自律的に検討されるべきものと考えています。
6	にすることや以前に提出した報告書の内容を今回作成する報	最高裁判所・家庭裁判所には、本人にとって適切な後見人等の選任・交代が推進されるとともに、申立人・後見人等の事務負担の軽減や手続の迅速化にも資するよう、家庭裁判所への後見等開始の審判の申立てや後見事務の報告に関する書類などのあり方を含め、必要な方策を検討することが期待されると記載しています。
7	後見人等の柔軟な交代を推進するにあたっては、あくまでも 権利擁護支援の観点から最適な後見人を選択するという視点 が第一であるべきである。単に第三者後見人の報酬や各種運 用コストを節減するために交代を推進することがあってはな らない。	第二期計画では、以下のとおり記載しています。なお、以下の「選任」の考え方は「交代」の場面でも当てはまるものです。 「全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。また、本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。」
8	・後見人等に関する苦情の多くは、本人に密接に関わる情報を含むことが多く、要配慮個人情報が含まれる可能性が高い。苦情への対応にあたっては家庭裁判所、専門職団体、市区町村及び中核機関の間で個人情報の共有が必要とする場合があるため、個人情報の共有に関する制度を整備すべきである。	後見人等に関する苦情等への対応については、各地域で、その実情に応じたしくみを整備することとしており、その後の取り組みについては、こうしたしくみの整備の状況なども踏まえ、検討してまいります。
9	・苦情解決の第三者委員設置を義務化してはどうか。 「後見人等が本人、親族又は支援者の意向等に沿わないことへの不満」について、後見人等の職務に不適正・不適切な行為がない場合には、後見人等が引き続き本人のために職務を遂行できるよう、家庭裁判所において、親族や支援者への理解を求める調整を行うように取り組むなどの検討が必要であることを明記すべきである。	現行制度上、家庭裁判所は、適正な後見事務を確保する観点から、後見人等を監督 し、必要に応じて後見人等を解任する立場にあり、このような司法機関としての役割 に照らすと、一般的にご指摘のような役割を果たすことは困難と承知しています。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	苦情窓口を中核機関に一本化するなど、後見人等への苦情相 談窓口の利用しやすさや苦情申し出先の説明を明解にしてほ しい。	苦情等を把握する機関は様々である現状や窓口を一つに限定することで当該機関に負担が集中することなどから、第二期計画では、一律に特定の窓口を定めることとしておらず、関係者や関係機関のそれぞれの役割を基本とし、地域の実情に応じて苦情等に適切に対応できるしくみを整備していくこととしています。なお、具体的な取組方策については、II 2 (2) ②イに記載しています。
11	親族が申立人となって弁護士に依頼して後見申立てをした場合の弁護士費用(司法書士に書類作成を依頼した場合の書類作成費用)を本人が負担する運用を原則とすることが考えられる。申立てに要した弁護士費用等を申立人である親族が負担するというのは制度趣旨と整合しない。現実にこのことが申立ての障壁になっている事案も少なくない。改善が必要。	現行法上、ご意見の費用等は審判費用に含まれません。なお、後見等の開始後に当該費用を本人財産より清算することの適否についても、個々の事案の事情に応じて判断されるものと承知しています。
12	報酬は、成年後見制度の目的を表す象徴です。これまでの「報酬のめやす」を抜本的に改善してください。 家庭裁判所は、後見人報酬は身上保護の重視、意思決定支援 を行ったかどうかを基に算定するべき。	報酬付与は事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討については II 2(2)③アに記載しています。
13	報酬基準の在り方を検討する際は、親族からの意見聴取をしないと、専門職後見人の職務に対する評価が難しい。専門職後見人は、報酬付与の申立てにおいて自己の職務を申述する機会があるが、実態とは異なることがある。親族において、裁判所の付与審判に対し異議申立てができないという問題もあるので、改善を図るべきである。	制度上のものについては、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。 運用上のご意見については、親族からの意見を聴取するか否かなど、家庭裁判所の行 う審理の内容は事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。
14	報酬が高額となれば、利用すべき人が利用できなくなってしまうため、後見事務を行った回数・難易度に関係なく、本人が負担する金額は定額となる報酬体系にするのが良い、と考える。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
15	後見人報酬付与審判の際には、なぜその金額になったか明細をつけて根拠を説明するべき。	現行制度上、報酬付与の審判を含め、審判書の理由の記載については、申立ての内容や性質等も踏まえて裁判所が判断するものと承知しています。
16	後見業務の質向上のために、評価を導入してはどうか。評価 を実施するために、標準の評価シート(評価項目、評価基 準)を策定してはどうか。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
17	報酬の算定において、身上保護事務の適切な評価は重要だが、本人への面談やケア会議の出席等数値で判断するべきではない。	報酬付与は事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。なお、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討については I 2(2)③アに記載しています。
18	後見人等の報酬のあり方は、単に後見業務の事務の内容及び 負担のみを評価するのではなく、その後見業務がどのような 規模の財産管理事務として行われたのか(財産の多寡の観 点)、専門職によって行われたのか(専門職の専門性の評価 の観点)等も考慮して多角的に評価すべきである。これらの 点は、第二期計画に明記すべきと考える。	報酬付与は事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。専門家会議において「専門職後見人には専門性に応じた適切な報酬が支払われるべき、後見人等の質(地方公共団体や専門職団体等による能力向上のための研修の受講の有無)、属性(専門職か否か)、本人の財産の多寡、地域の状況も適切に評価すべき」などの意見があったことを含め、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討については I 2(2) ③アに記載しています。
19	適切な後見人等の選任・交代の推進のためには、適切な人材を確保することが大前提であり、そのためには適切な報酬が支払われることが必要である。家庭裁判所の責任において適切な報酬金額を定める必要がある。また、一時的に特定の課題の解決が必要であるが、当該課題が解決した後には親族後見人による後見が相当と考えられる場合には、当初から親族後見人を選任し、親族後見人が本人を代理して専門職に依頼するという方法も選択肢として考えられるべきである。	適切な報酬算定に向けた検討については、報酬助成の推進等と共に本文 II 2(2)③に記載しています。また、親族後見人を選任し、特定の課題について親族後見人が専門職に依頼する方法に関するご指摘については、後見人等の選任については裁判事項であるものの、本文 II 2(2)①には、事案や場面に応じた適切な対応に関する取組の例として「市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合には、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する」と記載しています。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	後見人報酬助成がいずれの市区町村の要綱等からも除外され、結局後見人はどの市区町村からも報酬助成が受けられず、報酬が確保できないケースもあるので、改善していただきたい。	Ⅱ 2 (2)③イに、「国は、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、 全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。」旨、記載しております。
21	第二期計画案のとおり、成年後見制度利用支援事業の対象について、生活保護受給者に限らず「広く低所得者を含めること」や、「市町村長申立て以外の」申立ての場合も含めること及び、後見監督人等に選任された場合の報酬を含めることは早期に実施されることを強く望むものである。 成年被後見人等が住民票に記載された住所地に居住していない場合等について、成年被後見人等の現在地の市町村において助成を受けられることを明確にすることを検討されるべきである。	II 4 (3)③に、「市町村は、成年後見制度利用支援事業について、(中略)、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。併せて、国は成年後見制度利用支援事業の推進を行う必要がある。」旨、記載しております。
22	成年後見制度利用支援事業について、市町村への聴き取りだけではなく、専門職団体からも同事業に対する意見を求め、居住地域にかかわらず均一な事業実施体制を構築する必要がある。	Ⅱ 2 (2)③イに、「国は、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、 全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。」旨、記載しております。
23	介護保険制度と同様に一部公助(国が負担)や共助(国民が 負担する)にするべき。 低所得者以外の中間層に対しても、助成金を出すべき。	Ⅱ 2 (2)③ウに「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。」旨、記載しております。
24	成年後見制度利用支援事業の拡充のため「社会保障制度の枠組みの中で財政的な措置を講ずることを早期に検討する」と盛り込むべき。 国において財政的な措置を講じなければ、財源の問題が解決出来ず、市町村において報酬助成の検討をすることはできない。	II 2 (2) ③ウに「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、 報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。」旨、記載しております。
25	成年後見制度利用支援事業の運用が抜本的に改善され、公費による報酬助成基準を家裁の報酬審判額に改めるべきである。	Ⅱ 2 (2)③ウに「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、 報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。」旨、記載しております。
26	都道府県は市町村に対し、成年後見制度利用支援事業の利用 を市町村長申立に限定せず、また所得要件も見直すよう指導 すべき。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
27	成年後見制度利用支援事業について、全国で基準を統一し、申立費用助成・報酬費用助成を拡充すべき。	II 2 (2) ③イに、「国は、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。」旨、記載しております。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
28	成年後見制度利用支援事業の対象を任意後見監督人報酬に拡 大するべき。 効果的な対策を講じるために利用阻害要因を正しく把握する 詳細な実態調査の実施について検討されるべき。	II 4 (3)③に「市町村は、成年後見制度利用支援事業について、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。併せて、国は、成年後見制度利用支援事業の推進を行う必要がある」旨、記載しております。
29	民事法律扶助の制度は、憲法が定める裁判を受ける権利を保障するための重要な制度であり、成年被後見人となる本人からの援助申込みを一律に認めないとすることは問題である。今次の基第二期計画では、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援及び身上保護を重視した制度の運用としていくことが明記されていることを踏まえた、本人の意思が反映される制度の改善が必要であり、検討を続けるべきであると考える。 また、法テラスによる後見類型審判申立を可能とすべき。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	後見人の報酬を定める主体を裁判官から別の主体に移行する ことは家庭裁判所の監督機能の低下につながるため、関連す る記載を削除すべき。	ご指摘をもとに専門家会議の意見等を踏まえ、「後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘がある」と修文しました。
31	利用支援事業について、公的保険や福祉施策など社会保障制度の中に位置づけ、抜本的に改善するよう検討してください。	II 2 (2) ④に「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、 報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。」旨、記載しております。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	後見事務報告の内容に疑義がある場合は、家庭裁判所は調査 官による調査等を適切に活用し、後見人以外の関係者である 本人や家族、医療、介護、福祉の関係者等に照会するべき。	家庭裁判所が個別の事案で調査官による調査を実施するか否かは、事案に応じた裁判所の判断によることとなります。なお、最高裁判所・家庭裁判所には、引き続き不正防止のために適切な監督に向けた取組が期待されることを記載しています。
2	不正の防止・早期発見の必要等の観点から、司法と専門職、 あるいは司法と行政との間における情報提供・共有の枠組や ガイドラインを整理して示すべきである。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	成年後見制度支援預貯金を後見類型だけでなく、保佐・補助 類型でも利用できるようにすべき。	保佐・補助類型でも利用できる支援預貯金のしくみの方向性が金融機関等による会議でとりまとめられており、その旨追記しました。
4	効果的な不正防止策を取っているところまで一律に後見制度 支援預貯金の推進は止め選択利用ができるようにしてくださ い。	個々の事案における支援信託・預貯金の利用の適否については、個別の事情に応じて 検討・判断されるものと承知しています。
5	「成年後見制度支援信託及び成年後見制度支援預貯金の普及等」と記載されているが、専門家会議等で金融庁は、「後見制度支援信託」及び「後見制度支援預貯金」という名称を使っているため、第二期基第二期計画を修正して用語を合わせるべきと考える。	ご指摘を踏まえて、「成年後見制度支援信託」及び「成年後見制度支援預貯金」を 「後見制度支援信託」及び「後見制度支援預貯金」に修正しました。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の対象を親族後見 人以外にも広げて、弁護士や司法書士、社会福祉士、社会福 祉協議会、法人後見、市民後見人などの不正防止策として運 用することを検討するべき。	ご意見を踏まえ、「後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用である」と修文しました。また、第二期計画において、「金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、」「利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。」旨、記載しているところであり、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
7	本人意思の尊重及び意思決定支援の枠組みに従って支援信託・預貯金が設定されるべき事が明記されるべきである。	第二期計画において、「不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるようにするものであることを踏まえ、本人の意思の尊重や利用しやすさも考慮して進める必要がある。」とした上で、後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金については、「その運用においては、財産の固定化によって本人の積極的な財産活用や日常生活への柔軟な対応に支障が生じないよう留意が必要である。」旨、記載しているところであり、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	家庭裁判所は、後見制度支援信託の場合も後見制度支援預貯金と同様に、口座開設手続をすべて親族後見人にさせる運用に統一するべき、と考える。	第二期計画において、金融機関が必要に応じて最高裁判所や関係省庁とも連携すること、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待されること等を記載しているところであり、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
9	家庭裁判所は専門職の出す後見事務報告書に全ての支出の領収書を添付させるべき。	家庭裁判所の監督処分においてどのような指示をするかは事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。
10	権利擁護支援の視点での利用に限定し、銀行による通帳管理やマイナンバーを徹底的に利用して、後見人の不正を防止する技術を導入すべきではないか。	後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、金融機関に対し、後見制度支援信託、後見制度支援預貯金の導入を促してきたところ。 第二期計画において、「金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、」「利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。」旨、記載しているところであり、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	損害を補償する保険を含め適切な保険の導入に向け保険料負 担を軽減する補助施策を検討してください。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	誰もが同条件で利用できるよう、自動車事故における自賠責 保険のような強制加入保険を導入することによる不正防止策 が検討されるべきである。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	専門職団体及び社会福祉協議会等の団体が保険会社と連携 し、事後救済策として、すべての専門職後見人、市民後見人 の故意による不正にも被害弁償を可能とする保険の導入を積 極的に進めていくべきである。	II 2 (3) ⑤で、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策として、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には保険会社とも連携し、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待されている旨記載しています。

(4)各種手続における後見事務の円滑化等

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	申立人・後見人等の事務負担の軽減や手続の迅速化について 取り組むべきである。IT化についても検討するべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	アプリを活用したクラウド管理によるチーム支援が始まって いる。デジタル化の推進では、代理手続きができるようにす るためのシステム構築が必要である。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	郵便物の回送制度については、成年後見制度の類型に限定することなく、期間も含めて事案によって決定できる制度への 改善について検討していただきたい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	家事事件手続法第22条但し書の非弁護士による手続代理人の 道も切り拓くべき。	現行制度において、家庭裁判所の許可を得て弁護士でない者を手続代理人とすることは認められており、家庭裁判所は、手続代理人の選任の許可の申立てがあれば、その許否を判断することになります。その許否は事案に応じた裁判所の判断によることと承知しています。
5	通信事業者、各種インフラを担う事業等あらゆる手続を対象 にして、また、窓口事務を外部事業者に委託している場合を 含め、成年後見制度の理解の促進を図る必要がある。	市町村・金融機関等の窓口担当者に対して、成年後見制度の理解促進を図るよう修正しました。
6	法人後見業務においては、行政機関では、理事長等法人代表 者が後見事務の実務を行うことを前提としている。簡素化し てほしい。	II 2 (4) に市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署の窓口担当者に対して、成年後見制度の理解の促進を図る必要がある旨記載しています。
7	法人後見の事務をスムーズに進めるうえでも、法人後見について金融機関への手続き簡素化(例えば理事長等法人代表者が後見事務の実務を行うことを前提とするのではなく)ができるよう、理解をすすめていただきたい。	金融機関には、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の義務もあることから留意が必要ですが、第二期計画では、「金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、」「利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。」旨、記載しているところであり、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	デジタル化に対応できない国民への配慮は制度上必要と考える。	ご指摘のような配慮は必要と考えています。
9	行政手続のデジタル化にあたり、後見登記事項証明書の発行 の仕組みを現在よりも利用しやすくする必要があることを明 記すべきである。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

○ Ⅱ 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	協議会等における関与も含め、地域連携ネットワークが機能する様々な局面において、全般的に「医療」が参加するような運用が目指されるべきである。医療とのさらなる連携を行うよう、第二期計画で促すべきである。 また、意思決定支援における権利擁護支援チームの福祉職、医療職の役割を整理し、その立場を明瞭にしていくことが望まれる。	計画の「地域」の中に「医療」も含まれています。
2	地域連携ネットワークは、文字通り地域で構築されなければ ならない。真に必要とされているのは、個別事例支援のため の地域でのネットワーク構築です。法人後見には、その経験 とノウハウが蓄積されています。	地域連携ネットワークは、各地域で、法人後見実施団体を含め多様な分野・主体が連携して整備するものとしており、また、三つの場面における支援機能は、個別事例での支援を想定しているものです。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	地域連携ネットワークづくりには、公的責任に基づく人員確保等の体制整備が不可欠である。国、都道府県、市区町村による十全な予算措置を強く求めたい。	全国で地域連携ネットワークの体制整備が進むよう、引き続き取り組んでまいります。
4	権利擁護支援チームにおいて、任意後見受任者等と関わる際、身分を確認することを促すべき。	自治体や中核機関等の職員を対象とした研修で、登記事項証明書により任意後見受任者であることの確認ができることを周知しています。
5	Ⅱ3(1)①最後の「・なお、これらの体制整備には、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。」に続けて、「国は、市町村及び都道府県が必要な人員を配置できるよう、予算確保に努める。」を追記し、国の責任を明確にすることを求めます。	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりにおける国の役割は、II3(1)④ア (ウ)に記載しています。市長村や都道府県が進める地域連携ネットワークづくりを 後押しする観点から、引き続き取り組みを進めてまいります。
6	に民間には多様な主体が含まれる)が三位一体となり、その	地域連携ネットワークとは、「地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」(民間も含まれます)であり、その旨記載しています。また、地域連携ネットワークにおける協議会は、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみとして示しています。
7	利用相談⇒申立支援⇒法人受任を一体的に進めるべき。	地域連携ネットワークづくりを通じて行われる支援は、多様な主体の連携のもと行われるものですが、その進め方は地域の実情に応じるものと考えています。
8	権利擁護支援のチームに後見人等が参加する場面は、権利擁 護支援の検討の場面からとすべき。	権利擁護支援の検討の場面は、成年後見制度の利用だけを検討する場面ではないと考えています。
9		当該箇所は申立ての場面について説明する箇所であり、実際に申立てに必要な情報については、II3(2)②イ(ア) a等に本人の意向を反映できるようにする旨記載しています。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	中核機関や家庭裁判所の窓口時間延長、土、日、祝日の開設等、柔軟な対応を望む。	中核機関については、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。 家庭裁判所については、開庁日における安全確保の観点等も踏まえ、組織の体制に関 わる問題として自律的に検討されるべきものと承知しております。
11	後見的支援としてチームを編成し、時間を掛けて関係性構築や制度理解を深めることから始めることもある。	第二期計画では、成年後見制度の利用前である権利擁護支援の検討に関する場面において、本人や御親族等の関係者に、成年後見制度のしくみやそれ以外の権利擁護支援に関する説明を行う記載をしています。また、成年後見制度につなぐだけではなく、同制度以外の権利擁護支援として、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援を行うことを記載しています。
12	人権擁護委員を民生委員等と並び本人に身近な関係者として 位置付ければ、多様な主体が積極的に参画し適切な役割を果 すことでぶ厚い権利擁護となり、適切な支援につなぐことが 可能となる。	ご意見として承り、今後の施策検討の参考とさせていただきます。なお、本人に身近かどうかは、本人の意向や状況等によって変わり得るものです。また、本人の状況や地域の実情に応じて、権利擁護支援チームや協議会に参画する関係者は様々です。
13	成年後見制度に関わる各専門職団体は、成年後見人等の基本 的な業務に関する養成研修、継続研修の実施、後見業務に関 する損害保険の整備、市町村の協議会等に参加を呼びかける ことができるような都道府県ごとに設置された相談窓口の整 備をする必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、記載がなかった相談窓口について、「市町村や都道府県等との連携が円滑に進むよう、都道府県単位などで連絡窓口を整備することが期待される」旨記載しました。
14	国の地域連携の後押しの施策として、「利用促進ポータルサイト」の活用のみならず、国民が地域連携ネットワークの一員であることを実感できるような、実効性のある施策を検討すべきである。	地域連携ネットワークの関係者による広報、利用促進ポータルサイトや厚生労働省ホームページでの周知のほか、意思決定支援の理念の地域住民への浸透など地域連携ネットワークの趣旨(尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現)につながる取組を進めてまいります。
15	担い手の育成は中核機関の業務であり、中核機関において実施すべき。	中核機関は、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割を担っていますので、担い手の育成においても、協議会の運営等を通じ、その役割を果たすことが考えられます。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
16	地域包括支援センターや基幹相談支援センターには社会福祉士、介護福祉士、看護師はじめ多くの専門家が所属しているのだから、そこに成年後見に関する相談支援を組み込むことにより、被後見人に寄り添った、介護サービスや障害者サービスはたまた年金や生活保護などとも連携した、より優しい支援が可能になる。	第二期計画では、関係機関の主な役割として、各種相談支援機関は、権利擁護支援に関する課題を含む相談を中核機関等と連携して対応する旨の記載をしています。また、従来より権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等には積極的な関わりを求める記載もあります。また、地域連携ネットワークを、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々なしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域において多様な分野が連携する「包括的」なネットワークにしていく旨も記載しています。
17	後見人等が被後見人等との交流がある親族や友人に対して被後見人等の居場所を教えないなどして関係を分断してしまう事例がある。こうした事例に対しては、中核機関をはじめとする地域連携ネットワークによって解決されるべきである。問題意識について第二期計画において明文で書き込まれる必要がある。また、虐待案件とされて面会できない事例の中には、不適切な虐待認定によるものが含まれるため、実態把握や救済策が検討される必要がある。例えば、高齢の親と障害のある子どもの家庭が8050問題に絡めた不適切な虐待認定によって分離を余儀なくされ、そのまま首長申立てとなった事例がある。親が施設に囲い込まれ、子は虐待の濡れ衣を着せられ、親子ともそれまで築いてきた親密な人間関係や環境を突然断ち切れたままにされるという、事態がある。	第二期計画では、地域連携ネットワークの支援機能を通じ、本人がこれまで大切にしてきた親族や友人等の交友関係も含め、本人の意向を反映した権利擁護支援の方針を立てるといった考え方を記載しています。また、後見人等が選任された後も、この方針を後見人等と関係者が共有して支援を開始するといった考え方を記載しています。高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法において、国及び地方公共団体は養護者に対する支援が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、分離の有無にかかわらず本人と養護者への支援を引き続き実施するなど自治体に対し相談・指導及び助言を行ってまいります。
18	権利擁護支援チームの支援について、先進的かつ献身的な支援を実践している事例を多く発信し、本人に関わる方が権利 擁護への意識をもち、全国どの地域にいても同じような権利 擁護チーム支援が受けられるような施策を実現していただき たい。	権利擁護支援チームの支援についての先進的な取組等は、これまでにも成年後見制度利用促進ニュースレターや「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」や研修、市町村セミナー等で周知してきています。引き続き取り組みを進めてまいります。
19	受任者調整会議が実施されているが、受任者調整会議の構成 員団体のみしか、後見人等として選任されていない実態があ る。後見人等は本人にとっては一生寄り添う方になるため、 本人のために本人の状況を考慮してマッチングを行う制度と なるように改善していただきたい。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、後見人等の選任 は事案に応じた裁判所の判断によるものと承知しています。
20	各相談支援機関においては、早い段階で法律及び福祉の専門職の参画を得たアセスメントを行うことが求められる。また、あわせて、日本司法支援センター(法テラス)の特定援助対象者法律相談援助制度の更なる活用が望まれる。	・前段について 地域連携ネットワークの機能の1つである権利擁護の相談支援機能では、各相談支援 機関が、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行って実施する ものと考えています。 ・後段について ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
21	成年後見制度以外の権利擁護支援策は成年後見制度のように 本人を法的に保護できない。その危険性、問題点の指摘がな いまま利用を進めるのは問題ではないか。	相談等の対応時に成年後見制度以外の権利擁護支援策を利用する場合の留意点を追記しました。 併せて、成年後見制度を含め権利擁護支援策を検討する際の視点(意思決定支援の視点、本人の法的保護の視点)を追記しました。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
22	相談等の対応時には、本人や関係者に、成年後見制度のデメ リットも説明する必要がある。	相談等の対応時には、本人や関係者に、成年後見制度を利用する場合の留意点も説明 することを追記しました。
23	制度の利用を必要とする人を発見し制度につなげるには、申立支援を強化すべき。	II 3 (2)②イ(ア)で記載しているとおり、申立ての調整においては、地域連携ネットワークにおいて関係機関が適切に役割分担して対応することが重要です。そのためにはII 3 (3)に記載のとおり、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組が重要です。
24	成年後見制度の施行以来、20年以上が経っても、保健・福祉専門職の中には、成年後見人等=家族の代替としか認識しておらず、できないことをさせようとする圧力がある。司法機関を通じ、成年後見人等の正確な役割・機能を広報・周知すべき。	「権利擁護支援チームの形成支援」を含む各種の「支援」機能は福祉・行政の関係者のみならず、法律専門職を含めた多様な主体による支援として記載しています(II 3 (2)②)。また、第二期計画では、地域連携ネットワークの機能を強化するため、各関係者が「共通理解の促進」の考え方を持つことが必要としています。その上で、チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を合わせて伝えていくことが重要である旨、II 3 (3)②ウに記載しています。
25	中核機関、地域連携ネットワークは、「意思決定支援を踏ま えた後見事務のガイドライン」に則した支援を行うべき。	本人の権利擁護支援ニーズを精査する場面で(II 3 (2)②ア(ア) b)は、中核機関や専門職等が「本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援ニーズの精査を行う」ことを記載しています。
26	権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化のためには、適切なチーム支援と個人情報の共有が必要とされる。また、家庭裁判所においても適切なマッチングを行うために情報共有が必要とされる。 これらの運用に対しては、個人情報保護法制との関連性を考慮し、適切な個人情報取り扱いの法整備、ルール作りが不可欠である。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
27	市町村における地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の整備に関しては、地域資源を有効活用するためにも、委託等を活用した重層的・多層的な取組を進めるべき。	中核機関は、市町村による直営又は市町村からの委託など、地域の実情に応じて整備されているところです。引き続き、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備が進むよう取り組んでまいります。
28	重層的支援体制整備における権利擁護の組み込みについて、 利益相反への対処法も含め、具体的な体制を早急に検討すべ き。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
29	「受任調整会議」は、「協議会」とは別に、最低月1回程 度、開催する必要があると明記すべき。	具体的な支援を検討する場として設けられるものなので、一概に頻度を記載すること は困難です。
30	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのモデルケース をさらに周知すべき取組を検討すべきである。	これまでにも、様々な地域の地域連携ネットワークづくりについて、成年後見制度利用促進ニュースレターや「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」や研修、市町村セミナー等で周知してきています。引き続き取り組みを進めてまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
		第二期計画では、権利擁護支援に関する相談窓口の明確化にも取り組む旨記載しています。
31	中核機関等によるクリアリング、スクリーニングを明文で書き込み、相談体制についても検討を重ねていくべき。	また、成年後見制度の利用前の「権利擁護支援の検討に関する場面」において、各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、成年後見制度や同制度以外の権利擁護支援につなぐかどうか等、権利擁護支援ニーズの確認を行うこととしている旨、記載しています。
32	障害者団体等の後見制度を利用する立場のある者らによって 構成される後見実務のモニタリングおよび後見実務者への相 談体制を整備し、中核機関の役割内に位置づけることを検討 されたい。	当事者団体が協議会に参画することが期待されることなどを、地域連携ネットワークの項目で記載しています。
33	協議会に金融機関を加えることを検討すべきである。	 II3(3)③において、 ・協議会は、地域の実情に応じて金融機関を含めたサービスに係る民間事業者等との連携が求められている、 ・金融機関には、地域連携ネットワークとの連携を図り、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される、 と記載しています。
34	弁護士、司法書士、社会福祉士の三士業で今後予想される膨大な成年後見の対象になる方に対応できないので、裁判所、 行政機関、中核機関、協議会などに他士業の力も積極的に活用するように仕向けて欲しい。	II 3 (3)③に記載のとおり、第二期計画では、地域の実情に応じて、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会以外の成年後見制度について実績のある専門職団体等との連携も重要である旨記載しています。
35	金融機関に、後見業務への参画など、より主体的な関わりが期待されることが分かるよう明記すべき。	金融機関については、地域連携ネットワーク関係者との連携を記載しています。また、銀行の子会社が後見業務を行う場合の地域連携ネットワーク関係者との連携も記載しています。
36	受任者調整の検討・協議の場が単独で設置できない市町村は、広域で中核機関を設置すべきであり、都道府県の支援を期待するという記述は不適当。 市町村が責任を持って事務を行うべきである。	都道府県が行うのは協議の場の設定であって、基礎自治体の市町村の責任を肩代わり するものではありません。
37	中核機関は、本人の意思を確認して権利擁支援の二ーズを精 査すべき。	本人の意思・意向を尊重して支援につなげていく旨記載しています。
38	多層的に県単位・市町村単位を超えた取組みを迅速に進めるためには、厚生労働省に強いリーダーシップを発揮して頂きたい。まずは、各地方公共団体へ、そうした枠組み作りのための協議会等の創設を指示し、協議会には「枠組みを確定できる権限を持たせる」ことが肝要です。また、協議会には、専門職団体や社協、市民後見人等をメンバーに入れてほしい。	「専門職団体や当事者団体などを含む団体や地方公共団体等の関係機関が連携を強化し、これらの団体・機関による自発的な協力を進めるしくみ」として都道府県、市町村の協議会について記載し、これらの協議会が都道府県の取組方針策定や、市町村計画の進行管理に関わることを記載しています。こうした協議会が速やかに整備されるよう、必要な支援に取り組んでまいります。
39	包括的・多層的支援体制の構築について市区町村ごとにバラッキが生じないよう、国や都道府県は、十全な予算措置を伴う第二期計画の遂行に全力で取り組むことを求めたい。	全国で地域連携ネットワークの体制整備が進むよう、引き続き取り組んでまいります。

主なご意見の概要		ご意見に対する考え方
40	包括的・多層的支援体制の構築について、市町村の全ての分野における内部においても有機的に連携できる体制づくりを強く進めていくべきである。	II 3 (1)において、地域連携ネットワークは地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていくことが必要である旨記載しています。既存のしくみは、注27にも記載しているとおり、市町村や関係機関との連携による支援体制等のことであり、ご指摘につきましては、本文に記載しています。また、上記のような包括的なネットワークと併せて、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組が必要な旨記載しています。
41	包括的・多層的な支援体制の構築について、都道府県は、都 道府県社会福祉協議会等とも連携して、市町村への働きかけ を強めるべきである。	包括的・多層的な支援体制の構築については、都道府県社会福祉協議会も含めた多様 な主体の関わりが重要ですので、今後の取組の参考にさせていただきます。
42	家庭裁判所や専門職団体は、概ね都道府県単位で設置されており、それらの間での意識共有は図りやすいと考えられるので、都道府県が市町村の地域連携ネットワークづくりに関して主導的な役割を果たすため、都道府県及び都道府県社会福祉協議会に、常設の実務組織を置く等の工夫が求められる。	市長村では解決困難な広域的な課題の解決のため、権利擁護支援の地域連携ネット ワークづくりの推進においては、都道府県が協議会を設置することなど、都道府県が 主導的な役割を果たすことを新たに位置付けています。
43	都道府県内の隣接地域ごとに推進内容や状況を調整する場も あってよいのでは。	都道府県が市町村に対して行う具体的な支援内容として、近隣市町村や中核機関などによる意見交換の場を設定するなど、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある旨を記載しています。

○Ⅱ4優先して取り組む事項

(1) 任意後見制度の利用促進

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	「4 優先して取り組む事項」のあとに、「第一期基第二期計画における取組状況をふまえた継続課題として、第二期計画で数値目標を掲げ、第二期計画前半に目標を達成すべき課題を、優先して取り組む事項とした。」という説明文を追記すべき。	「4優先して取り組む事項」については、工程表・KPIで、「※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。」と記載しています。
2	優先して取り組む事項として、任意後見制度よりも、まず意思決定支援の周知啓発や、地域連携ネットワークづくりの推進等を上位に掲げるべき。	「4優先して取り組む事項」については、「全ての項目に対し、令和6年度までの KPIを設定して推進するもの」です(第二期計画の工程表※3参照)。意思決定支援 や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについても、その重要性に鑑み、「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」に盛り込んでおり、その推進に 努めてまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	任意後見制度の見直しについて、 ・公証人に法的な相談機能を持たせる ・低額報酬の任意後見監督人選任制度の創設 ・任意後見契約についての中核機関や実施機関への登録制度 創設による任意後見開始の手続の相談を励行 ・代理権の段階的付与及び任意後見監督人選任後の代理権の 追加を可能 ・任意後見受任者が専門職である場合に事務所所在地及び通 称性での登記を可能 ・効果的な対策を講じるために利用阻害要因を正しく把握する詳細な実態調査の実施について検討 すべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	任意後見契約について、三面契約を義務付けるべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
5	任意後見制度も、任意後見受任者から任意後見人選任の申立 てを行うことを原則とし、本人の財産が多い場合など一定の 条件の際に家庭裁判所から例外として任意後見監督人選任を 求める制度に変更すべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
6	一定の範囲内の親族が任意後見人となる場合に限り、任意後 見監督人を置くかどうかを委任者たる本人が契約の時点で選 べるよう制度改正すべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
7	任意後見制度とともに、民事信託、遺言等との併用を図ることにより、身上保護と本人の財産・運用・承継を一体化に行い、本人の意思や希望をできる限り実現する仕組みにするべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	任意後見監督人を自治体や中核機関が推薦できるようなしく みや、任意後見監督人報酬についての公的な保険制度創設が 必要。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
9	任意後見制度の周知・広報を行う際には、行政における国民の身近な財産に関する情報発信と同時に行うよう検討すべき。 任意後見制度が、国民の生命・財産に関する重要な制度として理解されるよう、中等・高等教育や企業や団体における教育プログラムに導入すべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
10	地域連携ネットワークに法務局や公証役場、公証人も加えたほうが良い。	地域連携ネットワークは、様々な関係機関等がその役割を踏まえ、連携するしくみです。 第二期計画では、公証役場や法務局の役割を踏まえ、任意後見制度の周知・広報等の 取組について、地域連携ネットワークの関係者は、地域の実情に応じて、公証人が遺 言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を 行うことが効果的である旨、記載しています。
11	任意後見制度について、家庭裁判所には、もっと簡易な申立てができるよう制度運用の改善の工夫を求めたい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
12	任意後見監督人選任申立てを促すことができるよう、任意後 見契約当事者から、2年毎に判断能力に問題ないことの報告 (診断書の提出など)を受けるなど、情報提供体制の構築を 図るべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
13	中核機関が任意後見監督人選任申立ての働きかけができるようにするために、任意後見契約締結等の情報を適時に得られるよう制度の見直しが必要。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

(2) 担い手の確保・育成等の推進

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	市民後見人の育成や活動支援については、都道府県による広 域的な取組や、専門職等の有効な活用を検討し、特性を活か して積極的に活躍できる仕組みの構築が必要。	II 4 (2) に、多様な担い手の確保・育成の推進や、都道府県による広域的な取組等について記載しております。
2	「専門職後見人は、その専門性が必要な場面で、本人にとって適切な時期に限定的に選任されるようにしてほしいという意見が多数あった。」とあるが、後見人等については、事案の性質に合わせた選択と、本人の視点に立った選任や交代が求められるということの確認が必要。	ご指摘の箇所については、本人のニーズに照らした上で、専門職後見人の選任についての考え方を整理しており、本人のご意向を踏まえた選任・交代が実現するために、「全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある」と記載しています。なお、事案の性質も踏まえた総合的な検討が必要なことはP3 1 からP3 2 に記載しています。
3	市民後見人の育成と就任後の活動まで見据えた道筋や方策 を、国、都道府県、市町村が連携して進める必要があること を明記すべき。 家庭裁判所と市民後見人の認識を共有するため、定期的な協 議の場を設ける取組を検討すべき。	II3(2)②イ(ア)に、国、都道府県、市町村、家庭裁判所等の連携等を含む「市民後見人の育成・活躍支援」について記載しております。
4	市民後見人の義務や責任を規定し、報酬についても担保すべき。 市町村・中核機関は、地域の専門職団体の情報を把握し、余力のあるところと連携すべき。	・前段について I 4 (2)②に、市民後見人の育成・活躍支援の基本的な考え方、II 2 (2)③に、 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等について記載しております。 ・後段について 「各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ」として協議会を記載し、市町村・中核機関が地域連携ネットワークをつくっていくことを推進しています。
5	市民後見人が選任されてこなかった理由を分析し、その問題を改善するような対策を検討し、第二期計画に盛り込まれるべきである。	市民後見人の選任が進み地域で活躍できるよう、まずはご意見も参考とし、市民後見人に関する現状における課題の把握を進めます。その結果も踏まえ、市民後見人の育成・活躍支援に取り組んでまいります。
6	市民後見人の選任を進めるために監督体制の人員体制の不足を整えることが必要。 専門職が市町村等と連携し、監督人に就任するなどして、市 民後見人が広く選任されるための工夫をしていくことが望まれる。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
7	市民後見人の選任を進めるために市民後見人の監督体制のマンパワー不足をどのように補うのかの議論も、同時に進める必要がある。	市民後見人の選任が進み地域で活躍できるよう、まずは、ご意見も参考とし、市民後見人に関する現状の課題の把握を進めます。その結果も踏まえ、市民後見人の育成・活躍支援に取り組んでまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
8	市民後見人については資格化し、一定のレベルを担保した上で、相応の報酬を与えるべきである。	市民後見人の資格化については、今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に 努めてまいります。
9	全市町村が実施できるよう、市民後見人育成事業を必須事業とするなどの具体的方策を盛り込むべき。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
10	中核機関が市民後見人を活用した法人後見実施団体と連携 し、受任調整等に注力するなど活躍支援が重要。	II 4 (2)②アに「第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。」旨記載しているほか、中核機関を始めとする関係機関の連携により受任調整等を行う旨記載しています。
11	市民後見人養成講座は、あくまで市町村による実施(単独または広域)を中心とし、都道府県実施の市民後見人養成講座は、要領を掴んでもらうための単発的なものにとどめるなどすべき。	都道府県での研修の実施は、取組が進んでいない小規模市町村などがあることを念頭に置いたもので、既に市民後見人の育成を行っている市町村での取組などが滞らないようしていく必要があると考えています。この趣旨が明確になるよう本文を修文しました。地域全体の市民後見人の育成が効果的なものとなるよう、各種研修などを通じて働きかけてまいります。
12	市民後見人養成研修については、国において、養成研修カリキュラムの検討だけでなく、共通教材の作成等を自ら行うことも検討されたい。	研修カリキュラムは、養成研修を実施するために必要となる内容等を示すものであり、これを国において示すことは重要であると考えています。一方で、この研修カリキュラムを基に、どういった教材を使うかなども含め研修をどう実施するかに関しては、地域の実情に応じて取り組まれるものと考えています。
13	住民に身近な市町村で市民後見人の育成から支援までを一貫 して行うことが重要。積極的に取り組んでいる市町村の取組 を阻害しないためにも、都道府県と市町村の役割を整理する 必要がある。	市民後見人の育成に関する都道府県と市町村の役割を整理し、市町村は市民後見人の育成を行うこと、都道府県は全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における育成状況を踏まえ、自ら育成を行うことなどを追記しました。
14	「異なる市町村が実施する市民後見人養成研修の単位の互換 性」についても、記載していただきたい。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
15	行政職員が市民後見人も含めた成年後見人の役割の限界を知らないことが多すぎる。そのことが原因で、「地域づくりー翼を担う等の名目で」市民後見人に過重な責任・義務を担わせる危険性がある。	II 2 (4) に市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署の窓口担当者 に対しても、成年後見制度の理解の促進を図る必要がある旨記載しています。
16	社会福祉協議会だけに依存するのではなく、民間の法人後見を育成・支援すべき。	第二期計画では、「制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点」等から、「法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される」ことに加え、「各地域において、都道府県及び市町村が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手育成をする必要がある」と記載しています。
17	法人後見の担い手の育成にあたっては、法人自体のコンプライアンスに対する意識や手続の適正や透明性の他、実際に業務に従事する職員の教育を徹底することの他、その選任の在り方についても多角的に検討することを明記すべき。 家庭裁判所においても、法人を後見人として選任する際の考慮要素等を整理し、周知すべき。	II 4 (2) ③イに、「国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。(中略)なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが必要である。」旨、記載しております。また、同じくII 4 (2) ③イに「国は、(中略)福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人や日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分留意する必要がある。」旨、記載しております。
18	地域貢献事業としての社会福祉法人による法人後見を積極的に進めてはどうか。	社会福祉法人による法人後見については、福祉サービスの利用者に対して法人後見を 行う場合に、それが自法人の日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないか どうかや、利益相反等の観点に十分に留意して推進を検討してまいります。
19	法人後見の対象を「長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難な事案への対応」に限定すべきではない。	法人後見についても、専門職後見人、市民後見人、親族後見人等他の担い手と同様に 重要であると考えています。そのため、「比較的長期間にわたる制度利用が想定され る障害者や、支援困難な事案への対応などの観点」のみではなく、「制度の利用者増 に対応するための後見人等の担い手確保という観点」から、全国各地で取組を推進し ていくことを記載しています。
20	法人後見実施団体養研修プログラムは、実際的、実践的、訓練的なものでなければならない。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
21	家庭裁判所の対応において、平等に情報・課題共有を行うよ う専門職団体間の扱いを統一してほしい。	地域連携ネットワークを強化するための取組の考え方として、地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所など地域連携ネットワークの関係者が、「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍」の視点、「機能強化のためのしくみづくり」の視点を持って協力して取り組む必要があることを記載しています。なお、家庭裁判所と専門職団体との関係は、各地における各専門職団体の状況その他の地域の実情を踏まえ、各家庭裁判所において手続運用上の必要に応じて対応されるものと承知しています。
22	専門職後見人についても、成年後見人等として最低限必要な カリキュラムを国が示し、成年後見人等の資質水準の平準化 を図るべきである。	専門職団体が研修等を行う際には、「国が実施する意思決定支援に関する研修の内容を踏まえつつ、取組の実践例を含める等、実践的なものとなるようにすることが期待される」と記載しています。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
23	親族が高齢者の面倒を見る時代への逆行が求められるものではないことを明確にし、本人の尊厳、本人のための後見であること、これに一番適しているのが親族後見である場合に親族後見人を選任し、十分支援していくことが必要であることを記載すべき。	第二期計画では、地域連携ネットワークの中で多様な分野・主体が連携するため、本人に身近な主体により権利擁護支援が行われるよう、地域連携ネットワークづくりについて記載しています。親族後見人については、注釈 5 4 のとおり「本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望むなど、身近な親族等が後見人等になることがふさわしい場合」を前提として、当該親族等を候補者として挙げることが望ましいことなど必要な支援を記載しています。
24	親族後見人が成年後見制度を担う協働者である点を明確に し、親族後見人に対する支援について具体的な方策を講じる べき。専門職後見や法人後見の経験者が、親族に、申立書の 作り方から、決定後の支援や報告などを丁寧に支援すること が重要。	家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進として、家庭裁判所が本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実といった第一期計画の方針を踏まえ、自主的な努力の積み重ねで親族後見人の選任の推進など一定の成果を出してきたこと、また、親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、家庭裁判所としても、専門職後見人による支援を検討することを含め、引き続き努力することが期待される旨が記載されています。 また、地域における親族後見人から相談を受けるしくみとの関係では、後見人等が選任された後において、地域連携ネットワークが「権利擁護支援チームの自立支援」機能の一環として制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携を強化する取組を記載しています。

(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

主なご意見の概要		ご意見に対する考え方
1	福祉事務所長による後見人選任請求を可能にしてはどうか。	成年後見制度の開始にあたっては、福祉事務所が援護している場合も含め、市町村長を含む申立権限を有する者と地域連携ネットワークの関係機関が必要に応じて適切に役割分担して支援することが重要です。そのため、各地域において、福祉事務所との連携に取り組むことは重要だと考えています。
2	市町村長申立ての虐待等の事案での積極的な活用には賛成。 ノウハウや人員の不足により市町村長申立てが低調な市町村 があることから、これらについて対応を進める必要がある。	Ⅱ 4 (3)②に「国は、市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる」旨、記載しております。
3	市町村長申立ての適切・迅速な実施のため一刻も早い施策の 実施を求める。昨年11月27日付け通知で親族調査等を柔軟に 行うべき旨言及している。	市町村長申し立ての適切な実施については、II 4 (3)に「「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。」旨、記載しております。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	緊急事案の市町村長申立権限の拡充をすべき。	II 4 (3) ①に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号) や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に 関する法律 (平成23年法律第79号) では、養護者による虐待の通報・届出のあった 高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立てをするもの とされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。」旨、記載しております。
5	市町村長申立の改善や市町村の申立支援機能強化のため専任職員を配置すべきではないか。一方で、支援付き本人申立こそが意思決定支援そのものではないか。	今後の検討の参考とさせていただき、施策の充実に努めてまいります。
6	都道府県は、適切な市町村長申立てについて、市町村に指導 すべき。	II 4(3)②では、都道府県は、市町村職員等に対する研修の実施や、国が養成する専門アドバイザーの活用などにより、市町村長申し立てが適切に行われるよう取り組むことが期待される旨記載しております。

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
44	地方公共団体の行政計画の策定に当たっては地域間格差が生じないような取組が必要。実態に合わせて定期的に見直すべき。 地域によっては自治体の区域や県境をまたいで社会資源を活用する場合がある。中核機関による親族後見人に対する支援機能の有無により地域間格差が生じる恐れがある。特に小規模自治体においては中核機関の整備がすすんでいない。これらについて、都道府県が積極的に関与し助言等を行う必要がある。	権利擁護支援の行政計画等の策定推進に向けて、市町村による計画策定や第二期計画に基づく必要な見直しをKPIとして掲げています。 市町村の課題に応じた支援や調整については、II4(5)③の中で、都道府県の役割について記載しています。

(5)都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	都道府県の機能強化については、地域間の取組に格差を生じ させないためにも積極的に進める必要がある。	第二期計画においては、市町村のみならず都道府県も取組方針の策定が望ましいこと などを記載しています。

○別紙 工程表・KPI

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるようにするためには、最高裁判所は各家庭裁判所で統一された運用がされていることを確認する必要があるため、家庭裁判所においてもKPIを設定すべきと考える。	第二期計画は行政計画のため、司法機関のKPIを設けていません。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	引き続き金融機関に導入を促すために、第二期計画ではもっと高いKPIを掲げるか、金融機関の業態別にKPIを定めるべき。	令和2年3月末時点において、支援預貯金又は支援信託の導入割合は約56%とKPIを達成し、令和3年3月末時点において約65%と導入済の金融機関は引き続き増加しています。また、「導入予定なし」との回答も約28%から約8%と大幅に減少しており、引き続き、全体として支援預貯金及び支援信託の導入に向けた取組みが進んでいると考えられます。他方、導入予定なしと回答した金融機関の多くは、業務体制の構築や内部規程等の整備が困難であるといった課題や、そもそも顧客ニーズがないと考えている状況です。上記については、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整など、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、業界団体での取組み事例の共有・展開等を通じて、引き続き対応を促してまいります。 その他、第二期計画において、「金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、」「利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。」旨、記載しているところであり、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	「意思決定支援の浸透」を図るため、家裁に提出された後見 人名簿に搭載された人数のうち、「意思決定支援研修を受講 した割合」をKPIとして設定するべき。	専門職の研修受講率という特に自律的な取組が期待される事項であり、KPIを設定していません。
4	中核機関が整備されても、コーディネート機能がまだ整備されていない中核機関が多数存在することから、2つの項目に分割して、「中核機関の整備 全1741 市町村」、「コーディネート機能の強化 全1741 市町村」というKPIにするべき。	第二期計画の工程表とKPI②「地域連携ネットワークづくり」において、「中核機関の整備」は令和6年度末までのKPIを設定しています。その上で、研修等を通じてコーディネートのノウハウが伝わるように取り組んでまいります。

○その他

主なご意見の概要		ご意見に対する考え方
1	ないと思うが、支援の状況や制度の周知にはあまりにも差が	第二期計画では、成年後見制度利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものとしています。 第二期計画に基づき、こうした体制の整備に取り組んでまいります。
2	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村間格差を是正し、根本的な運用の見直しを盛り込むべき。	第二期計画では、成年後見制度の運用改善等に取り組むことを記載しているほか、第 一期で進捗に遅れが見られるものについては、優先的に取り組む事項として盛り込ん でいます。
3	成年後見制度の利用者数の増加を連想させる「利用促進」と いう書きぶりを変更すべき。	第二期計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ものであり(成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条)、「利用促進」の文言をすべて削除することはできませんが、I1(1)において「成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない」旨記載しております。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	成年後見制度利用促進専門家会議の構成員として「障害者団体(障害当事者本人により構成をされる団体)」を明記すべき。	ご意見として承り、引き続き、当事者団体の意見も踏まえ、成年後見制度利用促進専 門家会議の運営を進めてまいります。
5	事実婚の相手や同性異性のパートナーも、親族に類する支援 者としての役割や責任を果たしうる存在として、「親族等」 という表記に含めるべき。	ご意見も踏まえ、原則として「親族等」と修文しました。
6	孤立や身寄りがないことの課題以外に、法的な親族以外の親 密なパートナーシップに対する法整備の立ち遅れがあること を記載すべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
7	本人を重点にすることは当然であるが、取り巻く家族の支援についても視点を置いた施策とすべき。	II 3 (2)②アに記載のとおり、地域連携ネットワークの中で本人の生活状況や支援の状況を把握することとしており、その中でご家族への支援の有無も考えることとしています。
8	市町村が地域福祉計画又は第二期計画を積極的に周知・広報・公表するよう記載すべき。	市町村・中核機関に対しては、策定後の計画を適切に公表するよう、研修などで周知してまいります。 なお、国においては、 地域福祉(支援)計画については、 ・国や自治体等が主催する各種会議 ・国のホームページ 等で、引き続き幅広く周知・広報・公表等を進めてまいります。 また、成年後見制度利用促進基第二期計画については、 ・自治体・中核機関職員等向けの研修のほか ・成年後見制度利用促進ポータルサイト ・成年後見制度利用促進ニュースレター 等で、引き続き幅広く周知・広報・公表等を進めてまいります。
9	成年後見制度以外の権利擁護支援施策も推進していこうとしていることが分かるよう、副題を変えるなどしてほしい。また、成年後見制度の現状の問題や、制度の見直しを検討している状況であるという点について、周知してほしい。	副題は権利擁護支援を目的として記載しています。成年後見制度以外の権利擁護支援 策を総合的に充実させていくことは、基本的な考え方や具体的な施策としても記載し ています。また、周知・啓発に当たっては、成年後見制度の利用の効果・留意点など も併せて周知することとしています。成年後見制度の見直しの検討については、第二 期計画に基づき、取り組んでまいります。
10	学校教育において、成年後見制度や福祉、権利擁護について の教育が行われるようにすべき。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し後の状況ついて、 個別的・実質的な審査の運用状況の実態把握や政省令、通 達、条例等の見直しに加えて、 さらなる欠格条項の見直しに 向けた検討を書き込むべき。	成年後見人等の権利の制限に係る措置については、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第11条第2号や第一期計画に基づき見直しが進められ、令和3年3月1日、関連する国の法令の成年後見人等を掲げる欠格条項が全て削除されました。国や地方公共団体の職員の採用募集において試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例も見受けられたことから、同日には、各府省や都道府県等に対し、政省令、条例、規則、通知、採用募集等を確認した上で必要に応じて適切な対応を行うこと、管下の市町村及び関係機関に対しても本事務連絡の内容を広く周知した上で必要な対応を求めることを依頼しています。ご意見については、成年被後見人等に対する権利制限ではないため、第二期計画に記載しておりませんが、成年被後見人等の権利制限等が生じていないかどうかについては、今後も注視し注意喚起してまいります。
12	後見人等が行う財産管理事務は重要である。後見人等の行う 財産管理事務における課題を抽出して記述し、適切な施策や 議論に繋げられるようにすべき。	財産管理に関しても、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等として記載がされています。ご指摘の点については、今後の検討をする上での参考とさせていただきます。